

誘導措置認定基準

		誘導措置			
		誘導基準 (性能向上計画認定・容積率特例)		エネルギー消費性能基準 (省エネ基準適合認定表示)	
		建築物省エネ法施行後(H28.4.1)に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行後(H28.4.1)に新築された建築物	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネ※1	0.8	1.0	1.0	1.1
	外皮:PAL*	1.0	-	-	
住宅	一次エネ※1※2	0.9	1.0	1.0	1.1
	外皮:住戸単位※3 (UA, ηA)	1.0	-	1.0	-

※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA機器等を除く)」が表中の値以下になること。

※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体(全住戸+共用部の合計)が表中の値以下になること。

※3 外皮基準については、H25基準と同等の水準。